

人第 153 号  
令和 8 (2026) 年 6 月 10 日

次長兼保健福祉課長 }  
参事兼医療政策課長 } 様

経営管理部長

職員の営利企業への従事等に係る任命権者の許可に関する基準、手続等の特例について (通知)

地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 38 条第 1 項に基づく職員の営利企業への従事等に係る任命権者の許可 (以下「許可」という。) に関する基準、手続等については、「職員の営利企業への従事等に係る任命権者の許可に関する基準、手続等について」 (令和 8 (2026) 年 1 月 30 日人第 547 号経営管理部長通知。以下「許可基準等通知」という。) を発出しましたが、許可に関する基準の特例を下記のとおり定め、令和 8 (2026) 年 10 月 1 日以降の営利企業への従事等から適用することとしたので通知します。

記

医師である職員が栃木県内の地域医療の維持に必要な医療業務に従事する場合の許可基準等通知第 2 の 1 (2) の規定の適用については、当分の間、同規定中「1 週につき 8 時間又は 1 月につき 30 時間」とあるのは、「1 月につき 40 時間」とする。